

# 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

## 記

1. 掲 載 日 平成28年11月18日 (金)
2. 掲 載 責 任 者 沖縄振興開発金融公庫本店 会計役 普久原 朝隆
3. 担 当 部 局 〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち1-2-26  
沖縄振興開発金融公庫 庶務部庶務課 担当：櫻井 俊英  
TEL 098-941-1700
4. 売 払 物 件
  - (1) 公告件名 公庫所有資産（保養所）の売払い
  - (2) 売却物件概要
    - ＜一棟の建物の表示＞
    - 所 在 : 沖縄県名護市字汀間 9 5 7 番地 3
    - 建物の名称: カヌチャ・ヴィラ・プルメリアゾーンD棟
    - 構 造 : 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重葺 3 階建
    - 床 面 積 : 1 階 278.04㎡、 2 階 278.04㎡、 3 階 278.04㎡、
    - ＜専有部分の建物の表示＞
    - 家屋番号: 字汀間 9 5 7 番 3 の 8
    - 建物の名称: B-102
    - 種 類 : 保養所
    - 構 造 : 鉄筋コンクリート造 1 階建
    - 床 面 積 : 1 階部分 65.00㎡
    - ※ルームナンバーは「1008」
    - ※なお、物件の引渡しは、現状有姿のままとする。
5. 最低売却価格 

8,428,000 円 (税抜価格)
--------------------
6. 入札参加資格（次の全ての要件を満たす者）
  - (1) 「予算決算及び会計令」第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定される暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。
  - (3) 「破壊活動防止法」（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定される活動を行い、同法により公安審査委員会から活動制限を受けている団体もしくはその構成員に該当しない者であること。
  - (4) 当該物件の鑑定評価実施者及び鑑定評価実施者が売買契約の媒介を行い、若しくは代理人とされた買受申出者でないこと。
  - (5) 未成年者、成年被後見人、被補佐人、又は被補助人でないこと。（ただし、左記の者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）
  - (6) 入札説明書の交付を受けた者であること。
  - (7) 沖縄振興開発金融公庫の役職員ではないこと。
  - (8) その他、公庫が不相当と認めた者でないこと。
7. 入札参加願い及び入札説明書等の交付場所及び交付期限
  - (1) 場 所 沖縄振興開発金融公庫 本店 庶務部庶務課（担当：櫻井 俊英）  
〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち1-2-26  
電話 (098) 941-1700、FAX (098) 941-1940
  - (2) 期 限 平成28年12月9日 (金) 17時00分 まで

## 8. 入札参加願い等の提出期間及び提出場所

- (1) 期 間 平成28年11月18日 (金) 9時00分から  
平成28年12月9日 (金) 17時00分まで (必着)
- (2) 場 所 上記7. (1) と同じ

※当公庫本店にて「資格審査」を行い、後日審査結果を通知する。

## 9. 入札受付期間及び場所並びに開札の日時及び場所

- (1) 入札受付期間及び場所  
期 間 平成29年1月12日 (木) 9時00分から  
平成29年1月18日 (水) 17時00分まで (必着)  
場 所 上記7. (1) と同じ
- (2) 開札日時及び開札場所  
日 時 平成29年1月20日 (金) 11時00分  
場 所 沖縄振興開発金融公庫本店 5階会議室

## 10. 入札手続等

- (1) 入札方法 持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。  
入札は、上記7により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をした後、その封筒と誓約書を郵送用封筒に入れて申し込むものとする。
- (2) 入札・契約保証金  
a) 入札保証金  
⇒全部免除  
b) 契約保証金  
⇒当該物件を落札した者は、契約を締結する日までに落札価格の100分の10以上に相当する金額を現金で公庫の指定する口座に納付すること。なお、上記保証金に利息は付さない。
- (3) 入札の無効 本公告に示した上記6. 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 公庫予定価格を上回り、且つ、最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約書作成の要否 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。公庫保存用としての契約書に貼り付ける収入印紙については買受人の負担とする。
- (7) 契約不履行 平成29年2月16日 (木) までに売買代金から契約保証金を差し引いた残額を納付しない場合は、上記 (2) b) の契約保証金は公庫に帰属する。

## 11. その他

詳細は、入札公告掲示期間 (平成28年11月18日 (金) ~ 平成28年12月9日 (金) 17時00分) に配布する入札説明書等による。

以上